

# 神戸市私立学校振興助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市私立学校教育の振興のために行う助成（以下「助成」という。）に関する細目を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市内に学校教育法第1条に定める学校を設置している学校法人及び学校教育法附則第6条の規定による学校の設置者（以下「学校法人等」という。）とする。

(助成の種類及び目的)

第3条 幼稚園にかかる助成の種類及び目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般助成

施設整備、施設充実及び教材購入並びにそれらの修繕に要する経費の補助

(2) 教職員研修費助成

教職員の研修に要する経費の補助

(3) 幼稚園助成

幼稚園の5歳児全員就園促進を図るための教材購入に要する経費の補助

2 高等学校にかかる助成の種類及び目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本助成

施設整備、施設充実及び教材購入並びにそれらの修繕に要する経費の補助

(2) 特色ある教育助成

①特色ある教育推進教職員研修費助成

特色ある教育推進のための教職員の研修に要する経費の補助

②特色ある教育活動事業助成

特色ある教育活動事業の実施に要する経費の補助

3 小学校、中学校及び高等学校にかかる助成の種類及び目的は、次に掲げるとおりとする。

## 人権教育推進助成

小学校、中学校及び高等学校の人権教育推進に要する経費の補助

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする学校法人等は、毎年、幼稚園にかかる助成についてはこども家庭局長が、小学校、中学校及び高等学校にかかる助成については教育長が定める日までに神戸市私立学校振興助成申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成による事業計画書
- (2) 教職員組織表
- (3) 在校児童生徒数調
- (4) 学校施設調
- (5) 収支予算書（その年度のもの）
- (6) 収支決算書（その年度の前年度のもの）
- (7) 財産目録

2 前項の規定にかかわらず、幼稚園にかかる教職員研修費助成については、社団法人神戸市私立幼稚園連盟（以下「幼稚園連盟」という。）が、申請書に前項第1号、第6号及び第7号に掲げる書類を添えて、毎年こども家庭局長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(助成金額)

第5条 助成金額は、市長が予算の範囲内で、第3条に掲げる助成の種類ごとに定める配分基準により算定し決定する。

(助成による事業)

第6条 助成を受けた学校法人等（以下「助成法人等」という。）及び幼稚園連盟は、助成金に自己資金その他資金を加えて、助成を受けた年度内に第3条に掲げる目的に合った事業を実施しなければならない。

(事業実施報告)

第7条 助成法人等及び幼稚園連盟は、助成を受けた年度の翌年度の5月31日までに助成による事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(証拠書類の整備)

第8条 助成法人等及び幼稚園連盟は、助成による事業にかかる書類に神戸市の助成による事業であることを明記するとともに、契約書、領収書等事業を実施したことを証する書類を整備し、これらの書類を助成を受けた事業の完了から5年間保存しておかなければならない。

(調査に対する協力義務)

第9条 助成法人等及び幼稚園連盟は、助成の申請の際に提出した書類に記載した事実、助成金の使途等に関し市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 助成法人等及び幼稚園連盟が次の各号の一に該当するときは、市長は、交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の方法により助成を受けたとき。
- (3) 学校が閉鎖又は廃止になったとき。

(施行の細目)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、幼稚園にかかる助成についてはこども家庭局長が、小学校、中学校及び高等学校にかかる助成については教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、昭和45年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。